

# 前回のご議論に係る補足資料

## 「常時介護を必要とする状態に関する判断基準」に関する規定

○ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）  
（定義）

第二条 この法律（第一号に掲げる用語にあっては、第九条の三を除く。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

三 要介護状態 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、厚生労働省令で定める期間にわたり常時介護を必要とする状態をいう。

○ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則（平成三年労働省令第二十五号）

（法第二条第三号の厚生労働省令で定める期間）

第一条 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下「法」という。）第二条第三号の厚生労働省令で定める期間は、二週間以上の期間とする。

○ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の施行について（局長通達）

2 定義（法第2条）

(3) 要介護状態（法第2条第3号）

負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、厚生労働省令で定める期間にわたり常時介護を必要とする状態をいうものとする。なお、これは介護保険制度における「要介護状態」と必ずしも一致するものではないこと。

イ 「負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害」とは、負傷又は疾病による場合、負傷又は疾病にかかり治った後障害が残った場合及び先天的に障害を有する場合を含むこと。

乳幼児の通常の成育過程において日常生活上必要な便宜を供与する必要がある場合についてはこれに該当しないが、老齢により身体機能が相当程度低下した場合はこれに該当するものであること。

ロ 「厚生労働省令で定める期間」については、介護休業の制度の目的が家族を介護する労働者の雇用の継続を図るものであることにかんがみ、常時介護を要する状態が一時的な、日常的にかかり得る傷病による場合を除く趣旨から、「常時介護を必要とする状態が2週間以上の期間にわたり継続すること」を要件としたものであること（則第1条）。

ハ 「常時介護を必要とする状態」とは、常態的に介護を必要とする状態をいい、この状態に関する判断については、別添1の判断基準によるものとする。

# 常時介護を必要とする状態に関する判断基準

※介護休業は2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態にある対象家族を介護するための休業で、常時介護を必要とする状態については、以下の表を参照しつつ、判断することとなる。

「常時介護を必要とする状態」とは、次のいずれかに該当するものとする。

- 1 第1表の事項欄の歩行、排泄、食事、入浴及び着脱衣の5項目のうち、全部介助が1項目以上及び一部介助が2項目以上あり、かつ、その状態が継続すると認められること。
- 2 第2表の行動欄の攻撃的行為、自傷行為、火の扱い、徘徊、不穏興奮、不潔行為及び失禁の7項目のうちいずれか1項目以上が重度又は中度に該当し、かつ、その状態が継続すると認められること。

第1表

態様 事項	1 自分で可	2 一部介助	3 全部介助
イ 歩行	・杖等を使用し、かつ、時間がかかっても自分で歩ける	・付添いが手や肩を貸せば歩ける	・歩行不可能
ロ 排泄	・自分で昼夜とも便所ができる ・自分で昼は便所、夜は簡易便器を使っている	・介助があれば簡易便器でできる ・夜間はおむつを使用している	・常時おむつを使用している
ハ 食事	・スプーン等を使用すれば自分で食事ができる	・スプーン等を使用し、一部介助すれば食事ができる	・臥床のままで食べさせなければ食事ができない
ニ 入浴	・自分で入浴でき、洗える	・自分で入浴できるが、洗うときだけ介助を要する ・浴槽の出入りに介助を要する	・自分でできないので全て介助しなければならない ・特殊浴槽を使っている ・清拭を行っている
ホ 着脱衣	・自分で着脱ができる	・手を貸せば、着脱できる	・自分でできないので全て介助しなければならない

第2表

程度 行動	重 度	中 度	軽 度
イ 攻撃的行為	・人に暴力をふるう	・乱暴なふるまいを行う	・攻撃的な言動を吐く
ロ 自傷行為	・自殺を図る	・自分の体を傷つける	・自分の衣服を裂く、破く
ハ 火の扱い	・火を常にもてあそぶ	・火の不始末が時々ある	・火の不始末をすることがある
ニ 徘徊	・屋外をあてもなく歩きまわる	・家中をあてもなく歩きまわる	・ときどき部屋内でうろろする
ホ 不穏興奮	・いつも興奮している	・しばしば興奮し騒ぎたてる	・ときには興奮し騒ぎたてる
ヘ 不潔行為	・糞尿をもてあそぶ	・場所をかまわず放尿・排便をする	・衣服等を汚す
ト 失禁	・常に失禁する	・時々失禁する	・誘導すれば自分でトイレに行く

# 国家公務員の介護休暇における規定

負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護を行う職員について、1日又は1時間の単位での休暇制度（民間の介護休業に相当）  
※人事院規則の定めるところにより各省各庁の長の承認を受けなければならない。

## 国家公務員の介護休暇における規定

### ○一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成6年法律第33号)

(介護休暇)

第20条 介護休暇は、職員が配偶者等※で負傷、疾病又は老齢により人事院規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

※「配偶者等」：配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)、父母、子、配偶者の父母その他人事院規則で定める者をいう。(第6条第4項第1号)

### ○人事院規則15-14(職員の勤務時間、休日及び休暇) (平成6年人事院規則15-14)

(介護休暇)

第23条 勤務時間法第二十条第一項の人事院規則で定める期間は、二週間以上の期間とする。

(介護休暇の承認)

第26条 各省各庁の長は、介護休暇の請求について、勤務時間法第二十条第一項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該請求に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。

### ○人事院HP「介護休暇とは」

Q5 介護休暇にいう介護とは、どのようなものを指すのですか？

A 基本的には家族等が疾病等により療養中で正常な日常生活を営めない状態にある場合に、食事、入浴、着替え、排せつ等の身の回りの世話をを行うことです。

## 介護休業等制度の比較

		育児・介護休業法の現行制度	一般職国家公務員の介護休暇等の現行制度
介護休業に類する制度	<b>制度</b>	<b>①介護休業</b> （※H7年10月施行）	<b>④介護休暇</b> （※H6年9月施行）（※1）
	期間	通算して93日まで	6月の期間内（※介護を必要とする一の継続する状態ごとに6月）
	単位	1日	1日又は1時間 （時間単位取得は始業の時刻又は終業の時刻と連続した1日4時間の範囲内）
	対象労働者	要介護状態（負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上にわたり常時介護を必要とする状態）にある対象家族を介護している男女労働者（日々雇い入れられる者を除く） ※労使協定により、 1）継続して雇用された期間が1年に満たない労働者 2）その他介護休業をすることができないとすることについて合理的理由があると認められる労働者は除外できる。	負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護を行う職員 ※人事院規則の定めるところにより各省各庁の長の承認を受けなければならない。
	回数	一の要介護状態ごとに1回	介護を必要とする一の継続する状態ごとに1回
	対象家族	・配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、 父母、子、配偶者の父母 ・同居し扶養している祖父母、兄弟姉妹、孫	・配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、 父母、子、配偶者の父母 ・同居している祖父母、孫、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者、配偶者の子
給付	雇用保険から介護休業給付金（休業開始時賃金日額の40%）	共済より介護休業手当金（標準報酬日額の40%）	
介護休暇に類する制度	<b>制度</b>	<b>②介護休暇</b> （※H22年6月施行）	<b>⑤短期介護休暇</b> （※H22年6月施行）（※2）
	期間	1年度において5日（対象家族が2人以上の場合は10日）	一の年において5日（要介護者が2人以上の場合は10日）
	単位	1日	1日又は1時間（残日数をすべて使用する場合は1時間未満の端数も使用可）
	対象労働者	要介護状態（負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上にわたり常時介護を必要とする状態）にある対象家族の介護その他の世話をを行う男女労働者（日々雇い入れられる者を除く） ※労使協定により、 1）継続して雇用された期間が6か月に満たない労働者 2）1日の所定労働日数が2日以下の労働者は除外できる。	負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護その他の世話をを行う職員 ※人事院規則の定めるところにより各省各庁の長の承認を受けなければならない。
対象家族	①介護休業と同じ	④介護休暇と同じ	
介護短時間勤務に類する制度	<b>制度</b>	<b>③介護のための所定労働時間の短縮措置</b> （※H11年4月施行）	<b>介護休暇（再掲）</b>
	期間・単位	介護休業と合わせて93日	6月の期間内で、始業の時刻又は終業の時刻と連続した1日4時間の範囲内 例）始業後1時間、終業前3時間の合計4時間の形で取得する等
	対象労働者	②介護休暇と同じ	④介護休暇と同じ
	対象家族	②介護休暇と同じ	④介護休暇と同じ

※1 一般職国家公務員の介護休暇は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律第20条及び第21条、人事院規則15-14第23条、第26条、第28条及び第29条で規定。

※2 一般職国家公務員の短期介護休暇は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律第19条及び第21条、人事院規則15-14第22条第1項第12号、同条第2項、第3項、第4項、第25条、第27条及び第29条で規定。